

# 新県立体育館整備・運営事業

## 実施方針等に関する対話における確認事項及び回答

- 新県立体育館整備・運営事業の実施方針等に関する対話の確認事項及び回答を次のとおり公表します。
- 確認事項の内容は、対話を踏まえ、対話参加申込書に記載されているものから表現や字句の一部を修正をしています。
- 回答は、現時点での県の考え方を示したものです。対話を踏まえ、関係資料を精査し、最終的には入札公告時に提示します。

令和6年6月7日

秋田県

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル                | 確認事項の内容                                                                      | 回答                                                                                                                                                             |
|----|-------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 設計・建設 | 遊具設置基準について          | 秋田県土木工事共通仕様書の基準(11-4-9-3 遊具組立設置工)を遵守した上で、JPFA-SP-S:2024は参考程度という認識でよろしいでしょうか。 | 秋田県土木工事共通仕様書において適用すべき諸基準の一つとして、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」を示しており、同規準を遵守してください。<br>同規準は「JPFA-SP-S:2024」に改定されており、必須とはしませんが、可能な範囲で最新の規準に適合することが望ましいと考えます。         |
| 2  | 設計・建設 | 芝草品種指定について          | メンテナンス面を考慮した芝生品種選定と初期養生が重要であるため、業務要求水準に加えてはいかがでしょうか。                         | 現地条件や施工性、メンテナンス性、管理運営を考慮した品種の選定、養生方法を御検討いただき、よりよい御提案をお願いします。                                                                                                   |
| 3  | 設計・建設 | バリアフリー基準について        | 全ての散策路にバリアフリーの規準を適用するのでしょうか。                                                 | 秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例その他遵守すべき法令等に基づいた計画としてください。<br>園路に関する勾配については、その一以上を規定値以下にすることが求められます。                                                                    |
| 4  | 設計・建設 | 樹木の移植対象について         | 樹木について、市民感情も含めて、可能な限り移植を検討すべきと考えますが、県の考えを確認させてください。                          | 樹勢、経費の面から移植は困難と判断し、公園管理者である秋田市の意向も確認の上、移植を必須とはしておりません。事業者の提案により移植することは妨げません。                                                                                   |
| 5  | 設計・建設 | 景観に関するWG            | 有識者による景観ワーキンググループを設置してはいかがでしょうか。                                             | 県による景観ワーキンググループの設置は予定しておりませんが、提案に当たっては、建物だけではなく遊具や駐車場を含めた総合的な検討を期待しております。                                                                                      |
| 6  | 維持運営  | 遊具の設置後のメンテナンス点検について | 遊具の点検頻度及び点検実施項目について、安全性確保の観点から積算項目として必要と考えますが、いかがでしょうか。                      | 遊具の安全利用に必要な点検・維持管理費は入札価格に含めて御提案ください。                                                                                                                           |
| 7  | 自主事業  | 芝草初期養生について          | 芝生活着前の供用開始は修復が必要になるため、自主事業の自粛を推奨すべきではないでしょうか。                                | 芝及び地被類については、施工時期と施工後の養生に留意する必要がありますので、運営方法と併せて御提案ください。                                                                                                         |
| 8  | 設計・建設 | 床耐荷重                | 「11t車が搬入出可能な計画」の趣旨を確認させてください。耐荷重の検討に当たって、プロモーターからの要望事項等があれば、御教示ください。         | 業務要求水準書(案)の「11t車が搬入出可能な計画」は荷捌き場の車路に関する水準であり、搬入出に支障が生じないよう、間口や乗り入れ部の耐荷重、開口方式を御検討ください。<br>なお、プロモーターからは土間コンクリートが望ましいとの意見がありましたが、スポーツ施設であることを重視し、木床を業務要求水準としております。 |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務   | タイトル        | 確認事項の内容                                                                                                        | 回答                                                                                                                             |
|----|------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 維持運営 | 秋田ノーザンハピネッツ | 事業期間中に秋田ノーザンハピネッツが2部に降格するなど、同チームの経営状況が変わり、定められた利用料金を支払えないとなった場合、収入予算見込みが大きく変わるため、サービス購入料の補填等の対応をしていただけないでしょうか。 | 現時点で具体的な想定はありませんが、Bリーグプレミアの頓挫や秋田ノーザンハピネッツの解散等、予見できない事象が発生した場合については、官民の協議により、県は合理的な範囲で費用の負担を検討します。リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。 |
| 10 | 維持運営 | 秋田ノーザンハピネッツ | 落札者選定後の連携事業者との意見交換により、要求水準を超える要望があった場合には、どのような対応になりますか。                                                        | 原則として、契約金額の範囲内での対応を想定していますが、サービス購入料の増額となるような要望については、県が連携事業者と協議の上、対応を決定します。                                                     |
| 11 | 維持運営 | 秋田県スポーツ協会   | 現時点で県が把握している秋田県スポーツ協会の要望等があれば、御教示ください。                                                                         | 現在調整中のため、入札公告時までにお示しします。                                                                                                       |
| 12 | 維持運営 | 秋田県スポーツ協会   | 体力測定室の運営費用もサービス購入料に含まれるとのことですが、入札公告時には、秋田県スポーツ協会への委託金額だけでなく、その算出根拠についてもお示しください。                                | 御意見として承ります。詳細については、入札公告時までにお示しします。                                                                                             |
| 13 | 維持運営 | 秋田県スポーツ協会   | 体力測定室の運営業務はモニタリング対象外としてください。                                                                                   | 体力測定室の運営業務については、現時点ではモニタリングの対象として想定しています。なお、モニタリングの具体的な方法については、入札公告時までにお示しします。                                                 |
| 14 | 維持運営 | 騒音における制限    | 現県立体育館において、コンサート開催時の騒音に関する制限の基準等がありますか。また、騒音のクレーム件数等の実績があれば、御教示ください。                                           | 騒音規制については、工事中を含め、PFI事業者において対策を講じてください。また、現県立体育館においては、令和元年度以降コンサートは開催されておらず、把握している限りでは騒音に対するクレームはありません。                         |
| 15 | 維持運営 | 近隣対応        | 現県立体育館において、コンサート開催時の騒音に関するクレームへの対応として、事前又は事後の対策は実施されていますか。                                                     | 施設管理者として事前、事後に講じた特別な対策はありません。なお、主催者が個別に実施した対策の有無までは、把握しておりません。                                                                 |
| 16 | 維持運営 | 興行実績        | 現県立体育館における興行実績(トラックレコード)を御教示ください。                                                                              | 令和元年度を最後にコンサートは開催されていません。これより前は数件の開催実績がありますが、詳細は把握しておりません。                                                                     |
| 17 | 維持運営 | コンサート時の配慮   | 現県立体育館における興行開催時の課題、地域性等の理由で配慮が必要な点があれば、御教示ください。                                                                | 近年、開催実績がないこともあり、要配慮事項として把握しているものではありません。                                                                                       |
| 18 | 維持運営 | コンサート実績     | 現県立体育館において、2019年以降、コンサートの開催実績がありませんが、理由はありますか。                                                                 | コロナ禍のほか、改修工事のため休館期間があったことに加え、2千人規模のコンサート会場が新たに開業したことも理由の一つと考えております。                                                            |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務   | タイトル     | 確認事項の内容                                                                                                           | 回答                                                                                                                          |
|----|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19 | 維持運営 | コンサート開催  | コンサート等のエンタメ興行は年間どの程度開催されることが理想でしょうか。また、イベント誘致の事業提案は、定性的評価の対象となりますか。                                               | 具体的な数値目標は定めていません。アマチュアを含めスポーツ利用が多く見込まれることから、コンサート等は年間数日程度と想定していますが、県民の期待はあるものと考えております。評価基準については、入札公告時にお示しする落札者決定基準を御確認ください。 |
| 20 | 維持運営 | 施設の利用形態  | 一般利用について、PFI事業者が確保すべき最低日数等は特段定められていないとのことですが、期待される施設の在り方について、県の考えを確認させてください。                                      | 競技大会や興行等の貸切利用以外を一般利用としていますが、確保すべき最低日数については定めておりません。自主事業の積極的な実施を含め、施設が有効に活用されることを期待しています。                                    |
| 21 | 維持運営 | 興行時の光熱水費 | Bリーグ等のイベント時における光熱水費を主催者側に請求することは公共施設でも一般的ですが、本事業においては許容されるでしょうか。                                                  | 光熱水費の取扱いについては、各事業者の御意見を踏まえ、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。                                                                 |
| 22 | 維持運営 | 利用料金     | 実施方針で示されている、Bリーグ興行の利用料金、200～250万円/日には、何が含まれるでしょうか。施設の利用料金と附帯設備の利用料金を合算したものでしょうか。                                  | 利用料金の考え方については、現在検討中のため、入札公告時までにお示しします。                                                                                      |
| 23 | 維持運営 | 稼働実績     | 現県立体育館の年間スケジュールについて、過年度分も公表していただけますでしょうか。                                                                         | 過年度分のスケジュールについては非公表とします。なお、新型コロナウイルス感染症の流行期間や改修工事による休館期間が含まれる直近数年間を除き、公表済みの令和6年度スケジュールに類似した施設稼働状況となっています。                   |
| 24 | 維持運営 | 駐車場      | 駐車場の有料化は本施設には馴染まず、公道等への違法駐車にも繋がりがねないと考えておりますが、駐車料金を無料とする提案は可能でしょうか。                                               | 無断駐車が増え、施設利用者が駐車できなくなるなどのトラブルも予想されますので、全面的な無料化は認められません。なお、5月21日に開催された県議会において、混雑しない通常時は、3時間までの駐車を無料とする方針を示しております。            |
| 25 | 維持運営 | 不可抗力リスク  | 感染症の流行に起因するリスクについては、PFI事業者に過度な負担が及ばないよう御配慮ください。                                                                   | 必ずしも感染症の流行を不可抗力リスクと判断するものではありませんが、不可抗力リスクについては一定の割合までをPFI事業者負担とし、それを超える費用については県で負担することを検討しております。                            |
| 26 | 維持運営 | 廃棄物処理    | 業務要求水準書(案)に関する質問の回答No234では、「Bリーグ等の試合観戦で発生したごみの処理については、施設利用者(試合主催者)が行う」とありますが、施設利用者から料金を徴収し、PFI事業者が実施することは可能でしょうか。 | 施設利用者向けのサービスとして、処理事業者を斡旋、紹介することは可能ですが、施設利用者によるその利用を義務付けることはできません。                                                           |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル             | 確認事項の内容                                                                                                             | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27 | 維持運営  | 事業報告書関連          | 年度業務報告書の提出期限に関連して、例えば「収支報告書」を提出する場合には、決算確定前の見込み数値で一度提出した上で、決算確定後に差し替えすることは可能でしょうか。                                  | 業務要求水準書(案)P.12(5)2)のとおり、県との協議により決定した事項について、年度業務報告書として取りまとめることとしており、例示の「収支報告書」を含め、年度業務報告書の添付資料に当たるものについても、県との協議により決定します。仮に、収支報告書の提出を求める場合については、例えば、決算書作成前の試算表時点の数値を使用するなど、翌年度4月末に提出可能な範囲で作成してください。なお、正式な計算書類については、業務要求水準書(案)P.78(6)1)のとおり、定時株主総会の会日から14日以内に提出いただくこととなります。 |
| 28 | 自主事業  | 自主事業             | 提案を求める自主事業として「ボルダリング」を例示していますが、提案を求める背景について、県の考えを確認させてください。                                                         | ボルダリングについては、あくまでも参考として例示したものであり、必須ではありません。                                                                                                                                                                                                                               |
| 29 | 自主事業  | 飲食テナントスペース       | 飲食テナントスペースの修繕・更新や維持管理(清掃等)は全てテナント事業者又はその事業者を選定する県が行うという理解でよろしいでしょうか。                                                | 飲食テナントスペースの維持管理に係る費用については、原則として入居者が負担するものと考えております。清掃や修繕など具体的な取扱いを整理した上で、詳細については入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                                           |
| 30 | 設計・建設 | 施設整備業務の対価        | 割賦金利の基準金利について、マイナス金利の解除を受け、今後更に基準金利が上昇する可能性があることから、金利により事業費が圧迫されないよう、提案時の基準金利の基準日は、入札公告時点ではなく、予定価格算定時点としてください。      | 5月30日付けで実施方針を変更し、施設整備業務に要する費用については、割賦払いではなく、一括払いにより支払うこととしております。                                                                                                                                                                                                         |
| 31 | 維持運営  | プロフィットシェアリングの考え方 | SPCの決算書作成や事業収支を管理する上で、プロフィットシェアリングの対象を税引前当期利益ではなく、営業利益としていただけないでしょうか。プロフィットシェアリングの還元額は、営業外費用として当期に処理することが望ましいと考えます。 | プロフィットシェアリングの還元額については、当期の税引前当期利益に基づき計算し、翌期に会計処理することを前提としております。プロフィットシェアリングの具体的な方法については、御意見を踏まえて検討し、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                       |
| 32 | 維持運営  | プロフィットシェアリングの考え方 | プロフィットシェアリングの還元方法について、税金と同様に5月に還元あるいは対価と相殺等の想定があれば、御教示ください。                                                         | プロフィットシェアリングの還元額については、当期の税引前当期利益に基づき計算し、翌期に会計処理することを前提としていますが、還元時期については、3月期決算会社の法人税の申告期限及び納期限である翌年度5月末と必ずしも同一にする考えはありません。なお、還元方法は、金銭による還元やサービス購入料の相殺のほか、賑わいづくりや施設利用促進に関する取組に還元する方法についても検討しています。                                                                          |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務   | タイトル             | 確認事項の内容                                                                                                                                                                  | 回答                                                                                                                      |
|----|------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 33 | 維持運営 | プロフィットシェアリングの考え方 | プロフィットシェアリングについて、金銭以外の還元の場合も、還元額の計算方法は同様でしょうか。                                                                                                                           | 御理解のとおりです。                                                                                                              |
| 34 | 維持運営 | ロスシェアリング         | ロスシェアリングの導入について、御検討ください。                                                                                                                                                 | ロスシェアリングの導入は検討しておりません。                                                                                                  |
| 35 | 維持運営 | SPCの利益           | プロフィットシェアリングについて、SPCには元々想定される内部留保金等の一定金額しか利益が残らないことが一般的であり、計画値からの変動はないと考えますが、SPCに利益を残すことを前提としているのでしょうか。                                                                  | SPCに多分の利益が計上されるものではないことは認識しております。収入などを基準に還元額を計算したほうが良いという意見も把握していますが、PFI事業者には過度な負担が及ばないよう、現時点では、実施方針公表時にお示した方法を検討しています。 |
| 36 | 維持運営 | 基本協定書の違約金条項      | 基本協定書の違約金に関する条項の有効期間については、「事業契約締結まで」としてください。                                                                                                                             | 違約金の取扱いについては、基本協定書(案)、事業契約書(案)の公表時にお示します。                                                                               |
| 37 | 維持運営 | 清掃業務             | 「ごみは、原則として持ち帰るということを利用者に徹底すること」という業務要求水準について、利用規程とごみの持ち帰りを利用者へ周知し、その上でごみ箱を設置しないという運営方法と理解していますが、問題はないのでしょうか。                                                             | 御理解のとおりです、興行主催者等の利用者がごみを処分するという理解で差し支えありません。ただし、例えば、エントランスは公園利用者等に広く開放されるため、適宜ごみ箱を設置するなど、適切な対応をお願いします。                  |
| 38 | 維持運営 | 清掃業務             | 常駐の清掃員は配置しなくてもよいとのことですが、業務要求水準書(案)の「床及びトレーニング機器は、こまめに汗を拭きとる」という表現は、清掃員の常駐を示唆するような内容となっています。トレーニング機器等を使用した場合には、利用者自らが汗等を拭きとるよう指導することを前提に、業務要求水準を見直していただけないでしょうか。          | 御意見を踏まえ、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示します。                                                                                 |
| 39 | 維持運営 | 外構               | 駐車場等の除排雪について、除雪の際の一時仮置き場は駐車場内ということでしょうか。また、除排雪費用が増加した場合のリスク分担について、御教示ください。                                                                                               | 計画地内で維持管理・運営に影響が少ない場所へ堆積することを想定しております。また、除排雪は維持管理業務の一つであり、リスク分担に示している以上の詳細な取扱いについては現時点で定めておりません。                        |
| 40 | 維持運営 | 第三者への委託について      | 運営業務をSPCから構成員に、さらに、構成員からメーカーへと再委託することは可能でしょうか。                                                                                                                           | 可能です。業務要求水準の表現について検討し、入札公告時までにお示します。また、再委託に当たって必要な手続きを定める場合、併せてお示します。                                                   |
| 41 | 維持運営 | プロフィットシェアリング     | プロフィットシェアリングについて、実施方針に関する質問の回答No44では、「PFI事業者の提案に基づいて締結する契約で定める各年度の事業計画上の利益を基準とします。」とありますが、事業計画上の維持管理・運営費は平準化した金額でしょうか。修繕費や光熱水費は変動する可能性があるため、誤差が大きいと考えますが、県の考えを確認させてください。 | 事業計画上の利益の算定に当たっては、維持管理・運営費は平準化した金額を用いることを想定していますが、計画値との誤差が生じることが懸念されとの御意見等を踏まえ、サービス購入料の支払い方法を整理した上で、入札公告時までにお示します。      |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務   | タイトル           | 確認事項の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                |
|----|------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 42 | 維持運営 | 帰責者不明の損害に対する保険 | 帰責者不明の損害について、実施方針に関する質問の回答No114では、県に帰責性のないものについては、PFI事業者の負担とし、PFI事業者が加入する保険での対応を想定するとの回答がありました。保険会社に確認したところ、帰責者不明の損害に対して補償する保険商品は火災保険のみであるとのことですが、PFI事業者の責によらない帰責者不明の損害については、火災保険に加入する県側で対応いただけないでしょうか。                                                                                          | 帰責者不明の損害は、県が加入する火災保険で対応します。                                                                                       |
| 43 | 維持運営 | 光熱水費           | 光熱水費は維持管理・運営費の大部分を占めており、Bリーグ等のイベント時において主催者がどのような演出をするかによって電気料金等が大きく変動するため、提案時に事業者が使用量を予測をすることは、非常に困難と考えます。また、仮にPFI事業者側がリスクを回避するために余裕を持った金額で提案した場合には、結果的に県側が余計な支出を負担することになります。そのため、光熱水費については、県負担又は実費精算としていただけないでしょうか。それが難しい場合には、Bリーグ等のイベント時の光熱水費については、使用分を都度主催者負担とし、サービス購入料の積算対象から外していただけないでしょうか。 | 光熱水費の取扱いについては、各事業者の御意見を踏まえ、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。                                                       |
| 44 | 維持運営 | 光熱水費           | 光熱水費の取り扱いについて、業務要求水準書(案)には、「4年目以降は、3年目までの使用量を標準使用量とし、そこから変動した場合には改定を行う」とありますが、使用量の変動とは、3年間の標準使用量と4年目の使用量を比較するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、4年目に支払われる光熱水費はどのような取扱いとなるのか御教示ください。                                                                                                                             | 光熱水費の取扱いについては、各事業者の御意見を踏まえ、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。                                                       |
| 45 | 維持運営 | 備品             | 既存施設から移設する器具備品についても修繕・更新等の範囲に含まれるのようですが、移設する器具備品は事業開始早々に更新が必要となる可能性があり、過去の使用頻度や劣化状況を予測した上で提案時に修繕・更新費を見込むことは難しいと考えます。そのため、既存施設から移設する器具備品については、備品台帳や備品シール等で明確に区別して管理し、修繕・更新・廃棄費用は県負担とするなど、本事業の対象外としていただけないでしょうか。                                                                                   | 既存施設から移設する器具備品についても、備品・什器・機材等保守管理業務の対象とし、「別紙22 器具備品一覧」により購入年度等をお示しする予定です。御意見を踏まえ、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。 |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル            | 確認事項の内容                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                  |
|----|-------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 46 | 維持運営  | 飲食テナントスペースの維持管理 | 飲食テナントスペースの清掃業務について、グリスフィルター・グリストラップ・排気ダクト等は日常的に適切な清掃を行うことが重要であるため、テナント入居者の業務分担としていただけないでしょうか。また、厨房機器・脱臭装置等についても、提供商品や調理内容(揚げ物の有無等)によってメンテナンスの頻度、内容が異なるため、テナント入居者の管理区分としてください。             | 飲食テナントスペースの維持管理に係る費用については、入居者が負担することを原則と考えていますが、飲食テナントスペースの扱いについては、入札公告時までにお示しします。                                  |
| 47 | 維持運営  | 盗難リスク           | 盗難リスクについて、実施方針に関する意見・提案の回答No73では、「県に帰責性があるものを除き、事業者の負担とします。」とありますが、例えば、Bリーグの試合中に観客の荷物が盗難された場合など、主催者のコントロール下で発生する盗難をPFI事業者の負担として取り扱うことは適切ではないと考えます。県とPFI事業者以外も含めた責任分界を明確にお示しください。           | PFI事業者が善管注意義務を果たしている限りにおいては、観客の荷物等の盗難リスクについては、利用者の自己責任となります。                                                        |
| 48 | 設計・建設 | 観覧席のピッチについて     | 観客席の席幅要件について、Bリーグホームアリーナ検査要項の基準を満たす座席幅以上を前提とした上で、全体の着座席の平均横幅を500mm以上とするなど、規定の幅を持たせることは可能でしょうか。                                                                                             | スポーツの「みる」機能の向上の観点から、スポーツ観戦時の快適性を考慮した業務要求水準としており、現時点でこれを変更する予定はありません。なお、席幅要件がない「バラエティ席」については、事業者の提案に委ねます。            |
| 49 | 設計・建設 | その他             | 提案の検討を進めるため、次の資料を早期に御提示ください(別紙5、別紙10、別紙12、別紙22)。                                                                                                                                           | 現在精査を進めており、後日、県HPにて公表します。                                                                                           |
| 50 | 設計・建設 | 丘の扱いについて        | 業務要求水準書(案)に関する質問の回答No41において、別紙8「建屋西側外壁ライン図」に示す青ラインの東側までを遵守との回答がありました。一方で、丘の下部空間については青ライン以西への計画は入札公告時に示すとあります。丘の扱いについては、施設計画や施工条件、施設整備費に多大な影響がありますので、提案の自由度をなるべく広げるためにも、変更の余地がないか確認させてください。 | 丘の下部空間への建物の配置は想定しておりませんが、業務要求水準を満たし、予定価格の範囲内であれば、御提案いただくことについては問題ありません。御提案は、関係法令に抵触しないもので、かつ、施設の維持管理上支障のないものが望まれます。 |
| 51 | 設計・建設 | 丘の造成の時期スケジュール   | 設計期間中(建屋本体の確認済証取得前)に事前工事として丘の形状変更の造成工事を行う場合のスケジュールと造成の形状について、県の考えを確認させてください。                                                                                                               | 必要な官公庁届出等が行われていれば、事前工事を行っても差し支えありません。丘の造成方法については、提案によって施工方法、手順等が変わるため、設計施工に当たって協議する場合があります。                         |
| 52 | 設計・建設 | 既存機能と新機能の区分     | 現県立体育館には設けられていない荷捌き専用の出入り口を新機能として扱うことは可能でしょうか。                                                                                                                                             | 荷捌き場及び搬入出口は、既存機能エリア内に点在するため、新機能とは認められません。                                                                           |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル                  | 確認事項の内容                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                 |
|----|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 53 | 設計・建設 | 諸室の面積                 | 諸室面積の規定で〇〇㎡以下と記載のあるものについて、「以下」と記載している主旨と下限値の考え方を確認させてください。                                                                                                       | 延床面積の制限を考慮した上で、各室の想定する規模感を示すために便宜的に設定したものです。面積の下限値は定めておりません。その他の業務要求水準を満たすのであれば、面積は提案に委ねます。                        |
| 54 | 設計・建設 | ロータリー位置               | ロータリーについて、業務要求水準書(案)では、「計画地 1 の南東にある既存の車両出入口付近に整備する」とありますが、「付近」とする範囲を確認させてください。                                                                                  | 業務要求水準書(案)における出入口付近の定義については、より明確に表現を改めることとし、入札公告時までにお示しします。                                                        |
| 55 | 設計・建設 | 西側外壁ライン(青ライン)と仮囲い西側位置 | 別紙20「仮囲い範囲想定図」に示されている現県立体育館の出入口階段前の有効幅員を確保した上で、新たに仮設の階段を南側に設置することで、西側の仮囲い位置を別紙8「建屋西側外壁ライン図」の青色ラインの延長上に設置することは可能でしょうか。                                            | 周辺施設が供用中であることから、別紙20「仮囲い範囲想定図」に示す範囲内で計画してください。ただし、公園利用者の安全が確保され、各種競技大会やイベント等に影響が無いと施設管理者や公園管理者が認めた場合は、この限りではありません。 |
| 56 | 設計・建設 | 物価等の変動に基づく本件工事費の改定    | 施設整備期間中の物価変動に基づく工事費改定に係る起算日について、昨今生じている短期間での物価変動リスクを考慮すると、適正価格での工事遂行の観点から、事業契約日ではなく入札公告日とすることが望ましいと考えますが、県の考えを確認させてください。                                         | いただいた御意見や他事例を踏まえ、検討した上で入札公告時までにお示しします。                                                                             |
| 57 | 維持運営  | 利用料金収入について            | 基本計画P.31の興行収入について、Bリーグ興行(1日200～250万円程度)以外に収入を確保することは難しいと考えますが、県の考えを確認させてください。                                                                                    | 基本計画の利用料金収入の見通しについては、あくまでも計画策定時の想定であり、入札公告に向けて、再度精査しております。事業者においては、入札公告時に示す利用料金の考え方を踏まえ、収入計画を御検討ください。              |
| 58 | 維持運営  | 秋田県スポーツ協会への委託         | 秋田県スポーツ協会に委託する体力測定室の運営費用はサービス購入料に含めるとのことですが、基本計画P.31の運営費には含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。体力測定室の運営はその他の運営業務から切り離されており、業務効率化等が図れないことから、運営費の積算根拠や費用が増加した場合等の取扱いについて、御教示ください。 | 体力測定室の運営費は、現段階でサービス購入料に含めることとしておりますが、その費用負担やリスク分担のあり方については、入札公告時までにお示しします。                                         |
| 59 | 設計・建設 | 駐車場の使用者割当てについて        | 興行時の駐車場の使い方について、利用者の割り当て等、具体的な想定はありますか。                                                                                                                          | 興行時には、第1駐車場、第2駐車場を一括して興行主が借り上げ、興行時以外は一般利用者が使用することを想定しております。興行主が駐車場を一括して借り上げる場合については、興行主が利用者の割り当てを決めることになります。       |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル             | 確認事項の内容                                                                                                             | 回答                                                                                                                                                                               |
|----|-------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60 | 設計・建設 | 新機能の対象について       | 来場者利用エリアの「エントランスホール」は「既存機能」に分類され则认为していますが、従来の施設にはない、例えば、賑わいの創出や利用者へのサービス向上に資するような新たな機能を追加した場合には、「新機能」として認められるでしょうか。 | 「エントランスホール」に限らず、「既存機能」に分類されるものは、新たな機能を追加した場合であっても、「新機能」ではなく「既存機能」となります。「新機能」の解釈に変更が生じる場合については、入札公告時までにお示しします。                                                                    |
| 61 | 設計・建設 | VIPスイートの要求水準について | VIPスイートは独立した観客席の区画とすることとありますが、アリーナに面する、一般的に階段状になっている観客席を独立した区画とすればよろしいのでしょうか。それとも、VIPスイートまでの専用廊下を設ける必要があるのでしょうか。    | 各スイートは居室と付帯する観客席（付帯席）で構成されますが、VIPスイートの「利用者のプライバシーに配慮し、独立した観客席の区画とすること。」とは、VIPスイートとカジュアルスイートが隣接する場合に、隣接する付帯席の間を観客が移動できない状態を指します。VIPスイート専用の廊下を単独で設ける必要はなく、カジュアルスイートとの共用で差し支えありません。 |
| 62 | 設計・建設 | 体育館の要求水準について     | 体育館の荷物搬入口に設置する大型建具の寸法に基準はあるのでしょうか。また、車両が体育館内部に直接乗り入れる想定でしょうか。                                                       | 体育館のフロア面までの車両乗り入れは想定しておりません。荷捌きに配慮した建具や開口スペースが適切に設けられるよう御提案ください。                                                                                                                 |
| 63 | 維持運営  | 光熱水費の取扱い         | 光熱水費の単価上昇の傾向が今後も継続する場合、使用量ではなく単価や基本契約の金額を採用するなど実情に沿った形で協議していただけないでしょうか。                                             | 光熱水費の取扱いについては、各事業者の御意見を踏まえ、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                      |
| 64 | 維持運営  | 修繕・更新の実施         | 大規模修繕が発生した際には、PFI事業者側に明確な過失等がない場合でも、PFI事業者が一部費用を負担する可能性はあるのでしょうか。                                                   | 修繕には小破修繕や計画修繕、大規模修繕といった様々な定義があるため、入札公告時までそれぞれの基準を明確にするとともに、修繕負担についてもお示しします。                                                                                                      |
| 65 | 維持運営  | 中長期修繕計画の立案       | 中長期修繕計画の期間は60年を想定しているとのことですが、60年とした理由と提案の評価に対する考え方を確認させてください。                                                       | 中長期修繕計画は、目標使用年数として想定している竣工後60年間に必要な修繕や備品の更新などを見込むために、竣工時まで策定・提出することを求めます。施設の適切な維持管理・運営を図るため、ライフサイクルコストなど計画の策定方針について明らかにいただくことが望ましいと考えております。評価基準については、入札公告時にお示しする落札者決定基準を御確認ください。 |
| 66 | 設計・建設 | 動線計画について         | ①基材設営などのサービス動線、②VIP動線、③選手動線、④興行関係者動線、⑤メディア動線について、東側、西側の園内道路からのアクセス可能な条件について確認させてください。                               | 新県立体育館への動線については、計画地外の植栽や境界ブロック等の地形地物に干渉しないよう計画してください。                                                                                                                            |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル                   | 確認事項の内容                                                                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                               |
|----|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 67 | 設計・建設 | ロータリーの配置計画について         | ロータリーについて、業務要求水準書(案)には、「計画地1の南東にある既存の車両出入口付近に整備すること」とありますが、整備位置を指定する業務要求水準を見直していただけないでしょうか。                                                                                                                                                | 重要視する緑地の配置への影響や、車両動線と歩行者動線が交錯することによる影響を踏まえ、ロータリーの位置を出入口付近としております。業務要求水準に変更がある場合は、入札公告時までにお示しします。 |
| 68 | 設計・建設 | 既存機能と新機能について           | 新機能について、「まとまった」ものは認められ、「点在する」ものは認められないと整理されていますが、「まとまった」、「点在する」という表現は主観的で、言葉の定義が不明瞭であることから、PFI事業者側は予期せず業務要求水準未達と判断されるリスクがあります。「まとまった」、「点在する」の違いについて、定義を明確にしてください。                                                                          | 新機能に関する定義については、御提案いただくに当たって錯誤が生じないよう業務要求水準の表現を再検討し、入札公告時までにお示しします。                               |
| 69 | 設計・建設 | コンコースの定義と幅員の指定の妥当性について | 観客エリア内コンコースについて、業務要求水準書(案)に関する質問の回答No338では、「『コンコース』とは観客等が通行したり、滞留したりするスペースを指します。」とありますが、これらは主催者の運営方法によっても異なるため、事業者側で「コンコース」を完全に特定することはできず、PFI事業者側は予期せず業務要求水準未達と判断されるリスクがあります。「有効幅員:4m以上を確保すること」とありますが、幅員は事業者提案とするよう業務要求水準を見直していただけないでしょうか。 | 御意見を踏まえ、コンコースの定義を明確化するとともに、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。                                      |
| 70 | 設計・建設 | 座席の構成について              | 観戦環境を高める提案に対し、適切に評価していただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                          | 御意見として承ります。                                                                                      |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル               | 確認事項の内容                                                                                          | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 71 | 設計・建設 | 各諸室の「近接」「隣接」条件について | 「体育館」、「体力測定室」、「会議室」の位置関係に指定があることについて、その理由や具体的な利用想定を確認させてください。また、体力診断業務の実施内容、頻度、人数などについて、御教示ください。 | <p>隣接、近接の趣旨については、以下を御覧ください。</p> <p>①「体育館」と「体力測定室」は、隣接した位置としており、動線が直接的につながることを想定しておりますが、体力診断の測定項目の中には、30m走など体育館で実施するものがあるため、体力診断業務の効率性等を考慮し、隣接した位置関係が望ましいと考えております。</p> <p>②「体力測定室」と「会議室」は、近接した位置としており、両室が動線上アクセスしやすい位置にあることを想定しておりますが、体力診断後のフィードバックは、会議室において講義形式で行うことから、参加者の動線を考慮し、近接した位置関係が望ましいと考えております。</p> <p>③「体力測定室」と「秋田県スポーツ協会事務室」は、近接した位置としており、両室が動線上アクセスしやすい位置にあることを想定していますが、体力測定室の運営を担う秋田県スポーツ協会の担当職員の動線を考慮し、近接した位置関係が望ましいと考えています。</p> <p>体力診断業務の実施内容については、秋田県スポーツ科学センターのHPで公開している、「アスリート診断」、「一般体力診断」の実施要領を御確認ください。<br/> <a href="https://common3.pref.akita.lg.jp/aiss/science/shindan.html">https://common3.pref.akita.lg.jp/aiss/science/shindan.html</a><br/> また、体力診断事業の実績については、同HPで公開している「令和5年度 実践集録」を御確認ください。<br/> <a href="https://common3.pref.akita.lg.jp/aiss/jissen/jissen.html">https://common3.pref.akita.lg.jp/aiss/jissen/jissen.html</a></p> |
| 72 | 設計・建設 | 別紙8_建屋西側外壁ライン図     | 別紙8「建屋西側外壁ライン図」の青ライン南端の舗装部分は「既存の丘」に含まれるでしょうか。                                                    | 舗装部分は「既存の丘」に含まれません。別紙8「建屋西側外壁ライン図」に示す青ラインを遵守することにより、「丘の半分以上を残す」という業務要求水準を満たしていると判断します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル               | 確認事項の内容                                                                                                                                                                                             | 回答                                                                                                                                                                                 |
|----|-------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 73 | 設計・建設 | 第2駐車場の整備           | 第2駐車場について、業務要求水準書(案)では、新県立体育館の準備工事により現県立体育館の駐車場の一部が使用できなくなる前までの段階で砂利敷き等で整備する旨の記載があり、実施方針に関する質問の回答No52では、臨時駐車場として200台程度必要との記載があります。供用開始前に砂利敷き等からアスファルト舗装に最終整備を行うときは、第2駐車場のアスファルト舗装を分割施工してもよろしいでしょうか。 | その他業務要求水準を満たすものであれば、差し支えありません。分割施工したほうが適切な運用ができるとのことであれば、特に問題ありません。                                                                                                                |
| 74 | 設計・建設 | リモートカメラやAIカメラについて  | カメラは用途別に独立した設備とすることとされていますが、録画機器についても同様でしょうか。                                                                                                                                                       | カメラと同様に、録画機器についても、原則として独立した設備を想定していますが、録画データの管理・運用上の支障が生じないということであれば、必ずしも独立した設備とする必要はありません。                                                                                        |
| 75 | 設計・建設 | 秋田ノーザンハピネッツの意向について | ムービングライトは40台程度設置することとなっており、秋田ノーザンハピネッツの試合での利用が主なものと推察しますが、演出について、秋田ノーザンハピネッツの要望として、具体的に掲げている項目はありますか。                                                                                               | 本施設のアリーナでは、スポーツの「みる」機能を重視しており、秋田ノーザンハピネッツの意見も考慮した上で、映像・音響・照明等設備計画の業務要求水準を設定しています。ムービングライト等の演出照明設備については、Bリーグ以外のトップスポーツやアマチュア競技大会の決勝戦等のほか、多種多様なイベントでの活用も期待しております。                    |
| 76 | 維持運営  | 中長期修繕計画            | 業務要求水準書(案)に関する質問の回答No258で、「計画期間は60年」との回答がありました。質問は事業終了後からの期間を問うものでしたが、回答どおり事業終了後からという理解でよろしいでしょうか。また、今回の中長期修繕計画に対する県の考えを確認させてください。                                                                  | 中長期修繕計画は、目標使用年数として想定している竣工後60年間に必要な修繕や備品の更新などを見込むために、竣工時まで策定・提出することを求めます。施設の適切な維持管理・運営を図るため、ライフサイクルコストなど計画の策定方針について明らかにしていただくことが望ましいと考えております。評価基準については、入札公告時にお示しする落札者決定基準を御確認ください。 |
| 77 | 維持運営  | 運営全般               | 本事業において、秋田ノーザンハピネッツは大口利用者のため、同社が万一破綻した場合には影響がかなり大きなものとなります。そのような事態が起きた場合のPFI事業者への救済措置等、現時点でのお考えがあれば御教示ください。                                                                                         | 現時点で具体的な想定はありませんが、Bリーグプレミアの頓挫や秋田ノーザンハピネッツの解散等、予見できない事象が発生した場合については、官民の協議により、県は合理的な範囲で費用の負担を検討します。リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。                                                     |
| 78 | 維持運営  | 貸館                 | Bリーグ利用時は体育館での一般利用は行わず、ホーム及びアウェイチームの練習場等として、Bリーグチームに貸し出すのでしょうか。                                                                                                                                      | 最終的には、利用者の判断によりますが、Bリーグに限らず、興行開催時は全館貸切で使用されることが一般的と考えます。なお、体育館については、ホーム及びアウェイチームの試合前練習場としての利用や、仮設の物販会場としての利用が想定されます。                                                               |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務    | タイトル                     | 確認事項の内容                                                                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|-------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 79 | 維持運営  | 貸館                       | Bリーグのホームゲーム30試合のうち、本施設以外での利用（ナイスアリーナ等）は何日を想定すればよろしいでしょうか。                                                                                                   | 「2026-27シーズン B.PREMIERクラブライセンス交付規則」第19条では、Bリーグ公式試合をホームアリーナで80%以上開催することが要件とされています。Bリーグプレミアのレギュラーシーズン試合数が公表されていないため明言できませんが、現行同様、ホームゲーム試合数が30試合の場合には、少なくとも24試合は新県立体育館で開催されることとなります。なお、本施設以外でのホームゲーム開催の意向については、県は関知していません。また、Bリーグプレミアのレギュレーション変更により、事業期間中に試合数が増減する可能性がありますので、御留意ください。 |
| 80 | 維持運営  | 事業費                      | 維持管理・運営費の算定の際に参考とした施設があれば、御教示ください。また、基本計画の事業費の内訳や積算根拠を確認させてください。                                                                                            | 参考施設の具体名については回答できません。また、入札公告時に予定価格をお示ししますが、事業費の内訳等については、現時点では回答できません。                                                                                                                                                                                                              |
| 81 | 維持運営  | 連携事業者                    | 連携事業者との連携内容について、秋田県スポーツ協会とはどのように連携するのか、例えば、相互連携しやすいようにスポーツ協会とPFI事業者の事務室を一つにすることは許容されるか確認させてください。<br>また、公共交通機関等の交通事業者との連携について、パークアンドライドなどの手法を活用するのはいかがでしょうか。 | 秋田県スポーツ協会とPFI事業者の事務室を一つにすることは想定しておりませんが、施設利用者の受付対応については、両者が連携し、窓口を一本化するなど、ワンストップで対応できる体制が望ましいと考えています。<br>八橋運動公園は、周辺に駐車場が少ないという課題がある一方で、JR秋田駅から直通のバス路線があるなど交通の便が良いことから、公共交通機関を活用するとともに、交通事業者との連携による交通アクセス対策が期待されます。                                                                 |
| 82 | 自主事業  | 自主事業の提案                  | 業務要求水準書（案）の自主事業の例示について、優先順位や重要度があれば、御教示ください。また、eスポーツ大会は、大会の規模によっては非常にハイスペックな通信環境が求められますが、どの程度の規模を想定されているか確認させてください。                                         | 業務要求水準書（案）でお示ししている自主事業はあくまでも参考として例示したものであり、優先順位はありません。新県立体育館の利用促進、公園及び周辺の賑わい創出に資するような取組を期待しております。<br>eスポーツ大会については、どのような規模の大会を想定するかにより、必要なネットワーク環境の水準が異なるものと認識していますが、利用者ニーズ等を考慮した上で御提案ください。                                                                                         |
| 83 | 設計・建設 | 西側出入口、南側出入口、東側出入口付近の道路拡幅 | 駐車台数の不足により、公共バス以外の送迎車の台数増加が予想され、各出入口の混雑と渋滞が懸念されます。道路の拡幅や出入口の増設などについても検討いただけないでしょうか。                                                                         | 道路の拡幅は想定しておりません。車社会という地域性から興行時には御指摘の懸念もありますが、公共交通機関の利用促進や興行主によるシャトルバスの運用、民間駐車場の活用等、興行主と連携して対策を講じることを期待しています。                                                                                                                                                                       |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務   | タイトル                  | 確認事項の内容                                                                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                        |
|----|------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 84 | 維持運営 | 秋田県スポーツ協会と体力診断業務の位置付け | 秋田県スポーツ協会は、協力企業に位置付けられ、体力診断業務にかかる経費がサービス購入料に含まれる一方で、リスク分担上の責務は負わないものと推察しますが、PFI事業者にはリスクと経費負担を求める内容は適切ではないと考えます。体力測定室の維持管理・運営の全てを秋田県スポーツ協会が行うとの理解でよろしいでしょうか。 | 体力測定室については、PFI事業者が維持管理を行い、秋田県スポーツ協会が運営することを想定していますが、その費用負担やリスク分担のあり方については、入札公告時までにお示しします。                                                                 |
| 85 | 維持運営 | 秋田県スポーツ協会と体力診断業務の位置付け | 秋田県スポーツ協会が体力診断業務を行う際は、秋田県スポーツ協会がSPCに施設の利用料金を支払う、また、SPCが自主事業として体力測定室を使用する際は、SPCから秋田県スポーツ協会へ施設の利用料金を支払うという認識でよろしいでしょうか。体力測定室の利用料や利用する際の申込方法等について、御教示ください。     | 秋田県スポーツ協会が実施する体力診断業務に係る利用料金は、診断を受ける参加者が負担し、SPCが収受します。また、SPCが自主事業により体力測定室を使用する場合は、施設の使用料(利用料金)を負担していただきます。体力測定室の利用料等については、入札公告時までにお示しします。                  |
| 86 | 維持運営 | 駐車場整備計画と駐車場に関する収入計画   | 第1駐車場及び第3駐車場の整備にかかる具体的なスケジュールについて、確認させてください。また、開館後から第3駐車場供用開始までの期間における駐車場収入減少分をサービス購入料に追加していただけないでしょうか。                                                     | 現県立体育館の解体及び第1駐車場の整備に係るスケジュールについては、入札公告時までにお示しします。スポーツ科学センターの具体的な解体時期は、未定のため、その跡地に整備する予定の第3駐車場はPFI事業の範囲外となります。そのため、提案においては、第3駐車場の整備スケジュールや収支を考慮する必要はありません。 |
| 87 | 維持運営 | 開館記念イベント              | 開業記念イベントについて、PFI事業者が提案した以上の内容を開業準備協議会で追加で求められ、著しい経費の増額があった場合、増額分は秋田県側の負担と考えてよろしいでしょうか。                                                                      | 業務要求水準や事業者提案を超える業務の追加が発生したことによる経費のかかり増しについては、秋田県側で負担する場合も想定し、柔軟に対応してまいります。                                                                                |
| 88 | 維持運営 | 第三者への委託の取扱い           | 維持管理業務における特殊な業務については、事業者及び従事者が限られることがあるため、再々委託を一律に認めないのではなく、柔軟な対応を検討いただけないでしょうか。                                                                            | 御意見として承ります。業務要求水準の表現について検討し、入札公告時までにお示しします。また、再委託に当たって必要な手続きを定める場合には、併せてお示しします。                                                                           |
| 89 | 維持運営 | 経常修繕及び計画修繕            | 経常修繕以外に、施設・設備が災害や劣化等により破損・御損・滅却した場合の修繕として、指定管理時に規定される「〇〇万円未満の小破修繕は指定管理者が負担する。〇〇万円以上の修繕については設置者が負担する。」というように、修繕金額の多寡により修繕対象の区分を定めていただけないでしょうか。               | 修繕については、小破修繕や計画修繕、大規模修繕といった様々な定義があるため、入札公告時までそれぞれの基準を明確にするとともに、修繕負担についてもお示しします。                                                                           |

## 対話における確認事項及び回答

| No | 業務   | タイトル                   | 確認事項の内容                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                                        |
|----|------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 90 | 維持運営 | 排水先の指定                 | 排水先として秋田市の下水道に接続可能と見込んでよいでしょうか。大雨にかかる災害を想定して、市の下水道局と事前に打ち合わせが必要でしょうか。         | 秋田市上下水道局と事前協議済みであり、下水道への接続が可能です。後日公表資料として下水道の現況図をお示します。なお、敷地内の雨水排水については、適宜排水計画を御検討いただくものと考えており、関係機関への協議の可否については、御判断に委ねます。                                                                                                 |
| 91 | 維持運営 | スポーツクライミング(リード)の実績について | スポーツ科学センターのクライミングウォールの利用実績(過去10年、月別利用者)を御教示ください。                              | 新型コロナウイルス感染症の流行以前のH26からR1までの利用者数は概ね500人程度です(使用期間は例年4月頃から11月頃まで。)                                                                                                                                                          |
| 92 | 維持運営 | デジタル技術の活用              | デジタル技術の活用について、現時点と将来の技術レベルの差異を考慮して対応するため、提案時点ではオーバースペックとなる可能性があります、問題ないでしょうか。 | 将来の技術革新の水準の想定は事業者の判断となります。具体的で実現可能な御提案をいただきたいと考えています。                                                                                                                                                                     |
| 93 | 維持運営 | 体力測定室の運営費用             | 体力測定業務の運営費用はサービス購入料に含めないでください。                                                | 現段階ではサービス購入料に含めることとしておりますが、PFI事業者側に過度なリスクが及ばないように検討し、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                      |
| 94 | 維持運営 | リモートカメラ・AIカメラ          | リモートカメラ及びAIカメラの具体的な設置箇所やランニングコストの想定について、御教示ください。                              | リモートカメラは、センターコート1面利用時を想定した位置に設置することが望ましく、アリーナ内の適切な位置に、アリーナ面及び観客席を撮影できるよう設置してください。AIカメラは、アリーナ・体育館に2台ずつ設置することとしていますが、バスケットボール及びバレーボールのコート1面ごとに1台ずつ設置する想定であり、コート全体を見渡せる位置に設置場所を計画してください。なお、AIカメラの導入・運用に要する費用は、サービス購入料に含まれます。 |
| 95 | 維持運営 | AIカメラ映像配信              | AIカメラで撮影した映像について、撮影データの活用方法は、PFI事業者委ねられるという理解で問題ないでしょうか。                      | AIカメラについて、PFI事業者には、映像の記録及び利用者への提供に関する業務を求めることとしており、それ以外の活用方法については、PFI事業者委ねます。なお、PFI事業者が自主事業として映像配信を行う場合については、選手の肖像権等に配慮の上、PFI事業者の責任により行ってください。なお、その際に生じるリスクについては、全てPFI事業者が負うこととなりますので御留意ください。                             |
| 96 | 維持運営 | ローカル5Gの不記載について         | 基本計画の「ローカル5G」の記載について、業務要求水準書(案)で不記載とした理由を御教示ください。                             | 基本計画の「ローカル5G」の記載については、あくまでも通信ネットワーク環境の一例として示したものであり、「ローカル5G」の導入は必須ではありません。通信ネットワーク環境については事業者の提案に委ねますが、利用者ニーズやライフサイクルコスト、活用方法等を考慮した上で御提案ください。                                                                              |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル          | 確認事項の内容                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 97  | 設計・建設 | 設計協議スケジュール    | 事業契約締結前の設計協議が可能か確認させてください。                                                                                           | 契約締結前に業務に着手することはできません。なお、事業に係る仕様の確認等、契約締結に関する協議はこの限りではありません。                                                                                                                                         |
| 98  | 設計・建設 | デジタルICT系設備の更新 | 設備の更新費用の積算方法について御教示ください。<br>また、ムービングライト等の一部設備は更新費用の見通しが難しいことから、更新費用が想定を超えた場合の協議について考慮いただけないでしょうか。                    | 設備の更新費用については、個々の設備の更新周期を具体的に示すことはできませんが、一般的な耐用年数を参考に算出しており、サービス購入料に含まれます。ムービングライト等の一部設備については、使用頻度によって耐用年数にばらつきが出るのが懸念されるため、リスクが適切に管理されるよう、台数の見直しや主催者の持込対応とする方法等も検討し、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。 |
| 99  | 設計・建設 | 契約変更協議        | 物価変動に伴う契約変更協議に際して、サービス購入料の改定に係る起算日を債務負担行為を設定する議会の議決日としていただけないでしょうか。また、基準とする指標については、実態との乖離がないよう実勢にあった物価指数の採用を御検討ください。 | いただいた御意見や他事例を踏まえ、検討した上で入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                               |
| 100 | 維持運営  | プロフィットシェアリング  | プロフィットシェアリングの対象を税引前当期利益とする意図を御教示ください。利用料金収入の増減による利益変動のリスクをPFI事業者が負担することで、事業全体のコストが増加することが懸念されます。                     | プロフィットシェアリングについては、PFI事業者に過度な負担が及ばないよう、収入ではなく、税引前当期利益を算定上の対象とすることとしています。御意見を踏まえ、適切な仕組みとなるよう検討してまいります。                                                                                                 |
| 101 | 維持運営  | 秋田県スポーツ協会     | 秋田県スポーツ協会の事業参画に当たって、違約金のリスク分担の考え方を確認させてください。                                                                         | 秋田県スポーツ協会の事業への参画方法やリスク分担等の詳細については、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                    |
| 102 | 維持運営  | 開館記念イベント      | 開業準備協議会で、PFI事業者が提案した以上の内容を追加で求められた際の費用負担について、確認させてください。                                                              | 業務要求水準や事業者提案を超える業務の追加が発生したことによる経費のかかり増しについては、秋田県側で負担する場合も想定し、柔軟に対応してまいります。                                                                                                                           |
| 103 | 設計・建設 | 図面提示予定の確認     | 八橋運動公園全体の測量図または配置図の提示予定はありますか。                                                                                       | 公園管理者である秋田市に確認したところ、公園自体が古く、提供可能な測量図等はないとの回答をいただいているため、提示することはできません。公開している本事業の事業範囲にかかる敷地測量図を参考にしてください。                                                                                               |
| 104 | 設計・建設 | 延床面積の上限       | 業務要求水準書(案)に「既存機能の延床面積の合計14,143㎡未満」との条件記載がありますが、この延床面積には容積対象外床面積も含まれますか。                                              | 建築基準法上の算定方法によるものとし、容積対象外床面積部分も算入してください。                                                                                                                                                              |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル              | 確認事項の内容                                                                                                                                             | 回答                                                                                                                       |
|-----|-------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 105 | 設計・建設 | 車両出入口             | 計画地1の東側のメイン園路、北西側の市道31号線への車両出入口の設置について、「公園内の安全を確保できる計画とすること」、「カイヅカイブキの移植伐採の禁止」以外の制約や基本計画と異なる動線計画を提案する場合の留意点等があれば、御教示ください。                           | 計画地外の管理者は秋田市となっており、植栽等には手を付けることはできませんので御留意ください。また、動線計画については、あくまでも概念図としてお示ししているものですので、計画に当たっては必ず現地状況と照らし合わせた上で御提案をお願いします。 |
| 106 | 設計・建設 | 丘とメイン園路をつなぐ通り抜け動線 | 丘とメイン園路をつなぐ通り抜け動線について、業務要求水準書(案)に関する質問の回答No85では、「新県立体育館の開館時間内のみ建屋内を通り抜けできるようにすること」とありますが、半屋外空間とすることは可能か等、条件について確認させてください。                           | 通路を半屋外とすることは差し支えありません。屋根や庇を設けることで、日差しや雨を遮ったり、積雪に配慮する等の工夫をした上での御提案をお願いします。また、その際、施設の閉館時間中の利用者への配慮等があれば、御提案をお願いします。        |
| 107 | 設計・建設 | 秋田県スポーツ協会事務室の配置   | 秋田県スポーツ協会事務室について、「体力測定室と近接した位置に配置」とありますが、両室に近接した階段を通じて行き来できる場合は、別階配置も可能でしょうか。                                                                       | 別階配置も可能です。「体力測定室」と「秋田県スポーツ協会事務室」は、体力測定室の運営を担う秋田県スポーツ協会の担当職員の動線を考慮し、近接した位置関係にあることが望ましいと考えています。                            |
| 108 | 設計・建設 | 屋内環境条件            | 業務要求水準書(案)の屋内環境条件の温湿度要件について、国土交通省の建築設備設計基準の範囲に見直していただけではないでしょうか。                                                                                    | 御意見を踏まえ、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。                                                                                 |
| 109 | 設計・建設 | バックアップ空調システムを要する室 | 空調配管・ダクト設備について、「受変電設備室、通信機械室、MDF 室等の重要諸室の空調システムはバックアップとして2システム以上とすること。」とありますが、例示の諸室のみの対応と考えてよろしいでしょうか。これら以外にバックアップが必要な諸室があれば、御教示下さい。                | 特に空調環境の重要性が高い諸室を具体的に例示したものですので、他の諸室についても必要性を検討の上、御提案ください。                                                                |
| 110 | 設計・建設 | コンコース幅について        | 1階の仮設席周辺に確保する通路や、3階、4階の利用客動線には、「有効幅員:4m以上を確保すること」の業務要求水準は適用されますか。例えば、“客席内通路”のように、観客エリア内コンコースとは別物として捉え、利用時・避難時に必要十分な幅を確保した上で4m未満の通路幅を許容することは可能でしょうか。 | 御意見を踏まえ、コンコースの定義を明確化するとともに、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。                                                              |
| 111 | 設計・建設 | 既存機能と新機能について      | 3階部分をすべて新機能エリアとした場合に、4階に固定席を設けて既存機能エリアを設定することは可能でしょうか。                                                                                              | 新機能に関する定義については、御提案いただくに当たって錯誤が生じないよう業務要求水準の表現を再検討し、入札公告時までにお示しします。                                                       |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル        | 確認事項の内容                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 112 | 設計・建設 | AIカメラ       | 自主事業として、AIカメラで撮影した映像を配信するとした場合に、選手の肖像権など配信に当たってのリスク分担や手続きのフローについて、検討している事項があれば、御教示ください。                | AIカメラについて、PFI事業者には、映像の記録及び利用者への提供に関する業務を求めることとしており、それ以外の活用方法については、PFI事業者に委ねます。PFI事業者が自主事業として映像配信を行う場合については、選手の肖像権等に配慮の上、PFI事業者の責任により行ってください。なお、その際に生じるリスクについては、全てPFI事業者が負うこととなりますので御留意ください。なお、映像配信に係る手続きフローについては、具体的な検討はしておりません。 |
| 113 | 設計・建設 | AIカメラ       | 映像提供の方法について、提供対象はアマチュアのみという想定でよろしいでしょうか。また、体育館内に閲覧用の備え付け端末を用意する必要性の有無や映像の提供方法、アカウント制御等の想定があれば、御教示ください。 | AIカメラで撮影した映像については、「競技力向上」の観点から、試合後・練習後の振り返りやチーム戦術分析等への活用を想定しており、アマチュア競技団体・チーム等への映像提供を主として考えていますが、トップスポーツチームへの映像提供自体を否定するものではありません。なお、映像提供の方法等については具体的な想定はありませんので、利用者ニーズやランニングコストを考慮した上で御提案ください。                                  |
| 114 | 維持運営  | 体力診断業務      | HPSCとの地域連携を提案として検討しています。県が主導して実施するとありますが、現時点での見通しや方針、将来的な予算措置について、確認させてください。                           | HPSCとの連携を目指す場合には、県のスポーツ振興の政策判断に係ることから、HPSCネットワーク連携機関の指定に係る申請の判断は県が行います。事業者の提案に委ねるものではありません。なお、HPSCとの連携に当たって新たに費用が発生する場合については、県のリスクとなります。                                                                                         |
| 115 | 維持運営  | 駐車場運営について   | 八橋運動公園内の駐車場や周辺駐車場との兼ね合いから、駐車場の常時有料化はトラブルのもとと考えています。常時有料化が必須となるか、その他のスキームが提案可能か確認させてください。               | 駐車場の完全無料化は認められませんが、公園利用者に配慮し、一定時間は無料とするような運営方法も検討しております。また、PFI事業者には、県から営業時間や料金の目安を提示して運営していただくことを想定しております。なお、5月21日に開催された県議会において、混雑しない通常時は、3時間までの駐車を無料とする方針を示しております。                                                              |
| 116 | 維持運営  | 修繕について      | 大規模修繕の金額や規模の目安について、確認させてください。                                                                          | 修繕については、小破修繕や計画修繕、大規模修繕といった様々な定義があるため、入札公告時までにそれぞれの基準を明確にするとともに、修繕負担についてもお示しします。                                                                                                                                                 |
| 117 | 維持運営  | 第三者への委託の取扱い | 第三者への再委託の考え方について、例えば、SPCから構成員が委託を受け、関連会社へ再委託することは可能でしょうか。                                              | 可能です。業務要求水準の表現について検討し、入札公告時までにお示しします。また、再委託に当たって必要な手続きを定める場合には、併せてお示しします。                                                                                                                                                        |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル              | 確認事項の内容                                                                                                                                                                                                                                      | 回答                                                                                                                                                           |
|-----|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 118 | 設計・建設 | 情報通信設備            | セキュリティレベルの設定に当たって、どのような情報の取扱いを想定しているか確認させてください。                                                                                                                                                                                              | 施設利用者の個人情報のほか、体力診断業務における測定データ(採血・採尿検査の結果を含む)の取扱いが想定されます。                                                                                                     |
| 119 | 設計・建設 | 情報通信設備            | 不感知対策の範囲について、御教示ください。                                                                                                                                                                                                                        | 多くの利用者が集まった場合においても、利用者が携帯電話等の通信機器を不便なく使用できるよう不感知対策を実施してください。なお、各携帯電話キャリアごとの個別対応のほか、共用設備を用いたインフラシェアリングによる対応も想定されますが、対策の範囲やランニングコストを考慮した上で御提案ください。             |
| 120 | 維持運営  | 情報通信設備            | ICT機器は技術の進展やファームウェアの更新等の問題から一般的に5年程度のスパンでの交換が想定されます。その場合の交換費用は、サービス購入料に含まれるか、あるいは交換時に別途費用として措置していただけるか、また物価や為替の変動も考慮されるか確認させてください。                                                                                                           | 設備の更新費用もサービス購入料に含まれます。また、一定程度の物価上昇等があった場合には、協議が必要と考えておりますが、その詳細については、入札公告時までにお示しします。                                                                         |
| 121 | 設計・建設 | 物価変動リスクへの対応に関して   | 昨今の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の物価高騰の影響を鑑み、状況に応じて必要な契約変更協議が可能となるよう、次の点に御配慮いただけないでしょうか。<br>①物価変動による改定の初回起算日を事業費の債務負担行為設定日(議会における議決日)とすること<br>②物価変動による改定に際し、指標(公的な物価指数等)に適切に反映されない設備工事等については、実勢価格上昇に応じた協議を可能とした上で、実勢により近い指標の採用やインフレスライド・単品スライドの併用を検討すること | いただいた御意見や他事例を踏まえ、検討した上で入札公告時までにお示しします。                                                                                                                       |
| 122 | 設計・建設 | 八橋運動公園全体の将来計画について | 基本計画において、「八橋運動公園全体の中核的機能を担う」旨の記載がありますが、八橋運動公園内には新たに整備される新県立体育館に隣接して、秋田市が管理する陸上競技場や硬式野球場、多目的グラウンドなどの運動施設があります。これらを含めた公園全体の将来計画はどのような想定でしょうか。                                                                                                  | 上位計画・マスタープランの位置付けに関しては、第7次秋田市総合都市計画が策定され、秋田市で具体的な取組を行っています。八橋運動公園は都市計画基幹公園であり、秋田市は現施設の長寿命化を基本に施設の維持管理に努めていくとしております。そのほかは特に公表されている限りでは、再整備や建て替えの方針は把握しておりません。 |
| 123 | 設計・建設 | 外構の仕様について         | 計画地の駐車場舗装、擁壁を含む外構の仕様については、建築との取り合いが多く、設計仕様については一体的に調整する必要があると考えているため、全てを土木設計基準ではなく、建築設計基準で統一して整備させていただくことは可能でしょうか。                                                                                                                           | 建屋は建築工事、緑地・遊戯施設は土木工事として取り扱います。舗装工など一部外構については、建築工事との取り合いがある一方で、飛び地にある第2駐車場が単独の舗装工事になると見込まれることから、設計・施工基準の適用について検討の上、入札公告時までにお示しします。                            |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル           | 確認事項の内容                                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 124 | 設計・建設 | 演出照明設備について     | 施設側で演出照明や操作システム等の設備を保有し、利用者から利用料金を徴収する場合には、PFI事業者側の運営リスクとなることが想定されますが、リスクについては、協議可能でしょうか。ムービングライトについては、具体的な数量を示さず事業者提案とするよう、業務要求水準を見直していただけないでしょうか。       | 入札公告時に示す予定価格には、これらの設備の維持に要するランニングコストを含むこととしており、適切な利用料金を設定することにより、PFI事業者には過度なリスクが及ぶことはないと考えています。一方で、ムービングライト等の一部設備については、使用頻度によって耐用年数にばらつきが出るのが懸念されるため、リスクが適切に管理されるよう、台数の見直しや主催者の持込対応とする方法等も検討し、業務要求水準に変更が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。 |
| 125 | 設計・建設 | 観客席のピッチについて    | 観客席の席幅要件について、Bリーグホームアリーナ検査要項の基準を満たす座席幅以上とした上で、全体の平均を500mm以上とするなど、提案の自由度の高い観客席設定が可能な業務要求水準に見直していただけないでしょうか。                                                | スポーツの「みる」機能の向上の観点から、スポーツ観戦時の快適性を考慮した業務要求水準としており、現時点でこれを変更する予定はありません。なお、席幅要件がない「バラエティ席」については、事業者の提案に委ねます。                                                                                                                       |
| 126 | 設計・建設 | ユニバーサルデザインについて | ユニバーサルデザイン計画について、業務要求水準書(案)には、『『Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン』等に基づき計画すること』とありますが、ガイドラインには外部ベンチの設置基準等があり、今回はアリーナ敷地以外の公園全体で考えた方が良いかと思います。屋外の規定は対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 新県立体育館の屋外施設については、ガイドラインや指針を参考に計画してください。                                                                                                                                                                                        |
| 127 | 設計・建設 | 設計協議スケジュール     | 令和7年4月に予定されている契約締結より前に実務的な設計協議の指示をいただくことは可能か確認させてください。                                                                                                    | 契約締結前に業務に着手することはできません。なお、事業に係る仕様の確認等、契約締結に関する協議はこの限りではありません。                                                                                                                                                                   |
| 128 | 設計・建設 | 床構造            | アリーナと体育館で床材が異なる仕様となっていますが、その下の構造は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                      | アリーナについては鋼製床下地を想定しております。一方で、体育館の床下構成については、御提案に委ねます。                                                                                                                                                                            |
| 129 | 設計・建設 | 混雑緩和システム       | 混雑緩和システムの有無に関わらず、ハーフタイムは必ず混雑が発生しますが、混雑緩和システムは必須の設備でしょうか。                                                                                                  | 混雑発生時においても利用者が快適に施設を利用できるよう一定の配慮が必要と考えています。混雑緩和に資するような提案を期待しています。                                                                                                                                                              |
| 130 | 維持運営  | 不可抗力リスク        | 公表されたリスク分担表の不可抗力リスク(県●・事業者▲)の内容について、確認させてください。                                                                                                            | 不可抗力リスクについては、合理的な範囲で県が負担する場合がありますが、リスク分担の詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)を御確認ください。                                                                                                                                                     |
| 131 | 維持運営  | 不可抗力リスク        | 感染症の流行に起因するリスクは、不可抗力リスクに分類されるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                             | 必ずしも感染症の流行を不可抗力リスクと判断するものではありませんが、不可抗力リスクについては一定の割合までをPFI事業者負担とし、それを超える費用については県で負担することを検討しております。                                                                                                                               |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務   | タイトル        | 確認事項の内容                                                                                                                                                           | 回答                                                                                                                                                              |
|-----|------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 132 | 維持運営 | 施設利用イメージ    | 維持管理・運営に係る規則の素案についてお示しいただくことは可能でしょうか。(例: イベント時におけるごみ処理ルール等)                                                                                                       | 維持管理・運営に係る規則の素案を提示する予定はありません。事業者の知見を生かした規則、マニュアルを作成していただきたいと考えております。なお、イベント時のごみ処理は主催者が行うことを想定しております。                                                            |
| 133 | 自主事業 | 自主事業について    | 県で想定している自主事業の取り扱いや範囲はありますか。また、自主事業にも施設利用料がかかるという認識でよろしいでしょうか。他事例では、利用促進やにぎわい創出に資する事業などは減免される場合もありますが、本事業では、どのような取り扱いになりますでしょうか。                                   | 業務要求水準書(案)でお示ししている自主事業はあくまでも参考として例示したものであり、これ以外についても提案可能です。また、自主事業で施設の一部を使用する場合は、PFI事業者は自ら施設利用者となり、当該施設の利用料金に係る費用が発生します。利用料金の基準となる公の施設の使用料については、入札公告時までにお示しします。 |
| 134 | 維持運営 | 緑化計画        | 維持管理上の倒木・朽木等のリスクを考慮し、植替え・処分に要する経費を計上することが必要と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                         | 緑地の維持管理は業務内容に含まれます。伐採・伐根・処分、植替えを計画される場合はPFI事業者が実施することとなりますので、これらを踏まえて御検討ください。                                                                                   |
| 135 | 維持運営 | 監視カメラ       | 監視カメラのスペックの基準や設置が必須となる箇所等があれば、御教示ください。                                                                                                                            | 監視カメラのスペックについての基準は設けておりませんが、業務要求水準を充足する設備としてください。設置箇所は、施設管理・警備上の必要性に鑑みて御提案ください。                                                                                 |
| 136 | 維持運営 | 入退室管理システム   | 入退室管理システムは、従業員及び関係者に対する制御と考えてよろしいでしょうか。また、単独でブロック分けすべき諸室やVIPエリアの出入りの制御について、確認させてください。                                                                             | 入退室管理システムは、管理諸室等への設置を前提としていますが、そのほかの設置箇所については、事業者の提案に委ねます。また、VIPエリアはBリーグ基準を満たす動線分離が必要ですが、システム設置が必須とは考えておりません。                                                   |
| 137 | 維持運営 | 機械警備        | 機械警備について、VIPエリア、搬入エリアのブロック分けは必要と考えてよろしいでしょうか。その他のブロック分けについて要望があれば、御教示ください。                                                                                        | 具体的な想定はありません。機械警備のブロック分けについては、事業者の提案に委ねます。                                                                                                                      |
| 138 | 維持運営 | 第三者への委託の取扱い | 第三者への委託の取扱いについて、業務要求水準書(案)には、「維持管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県に書面で届け出て、承認を得ること」とありますが、事業廃棄物処理業者へ収集運搬を委託し、埋め立て、リサイクル及び焼却処理を依頼した場合、委託業者(収集運搬)から更に処分業者へ依頼することは問題無いでしょうか。 | 事業系一般廃棄物の処分は、事業者が収集運搬業者、処分業者それぞれに委託するものであるため、構成員又は協力企業である維持管理企業からそれぞれの業者への再委託について、届け出を行う必要があります。                                                                |
| 139 | 維持運営 | 施設別の特記事項外構  | マンホールの内部清掃について想定する範囲があれば、御教示ください。                                                                                                                                 | 詰まりが発生した場合に高圧洗浄を行うことや、定期的な点検・清掃による予防保全などを想定しております。                                                                                                              |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル             | 確認事項の内容                                                                                                                                                                | 回答                                                                                                |
|-----|-------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 140 | 維持運営  | 業務の対象            | 大規模修繕については、その都度県と協議するとの考えのようですが、基準となる修繕費の金額等あれば、御教示ください。                                                                                                               | 修繕については、小破修繕や計画修繕、大規模修繕といった様々な定義があるため、入札公告時までにそれぞれの基準を明確にするとともに、修繕負担についてもお示しします。                  |
| 141 | 維持運営  | 施設・備品損傷リスク       | 県が加入する火災保険は、加害者が不明の毀損・破損事案も補償対象とする保険でしょうか。また、敷地内ではあるものの施設外に設置する対象物(公園設置のインクルーシブ遊具等)は別途施設賠償保険への加入が必要でしょうか。                                                              | 帰責者不明の損害は、県が加入することとしている火災保険の対象になります。また、遊具の施設賠償責任保険はPFI事業者が加入することを想定しており、加入する保険の範囲は入札公告時までにお示しします。 |
| 142 | 設計・建設 | 物価変動リスク(設計・建設段階) | 物価変動リスクへの対応について、公共工事標準請負契約約款に倣い、全体スライド・単品スライド・インフレスライドの3種を定めていただきますようお願いします。また、指標以上の物価上昇が懸念されることから、実勢価格を踏まえた対応を御検討ください。                                                | 御意見を踏まえ、入札公告時までにお示しします。                                                                           |
| 143 | 設計・建設 | 物価変動リスク(設計・建設段階) | 昨今の物価上昇局面において、施設整備費に対して物価スライドを適用する際、建築と設備で一括して同じ指標を採用したことにより、特に設備において、物価上昇分が適切に反映されないという実態が見受けられます。そのような実態を受け、建築と設備で別の指標を設定する案件も出てきていることから、本件についても同様の措置を検討いただけないでしょうか。 | 御意見を踏まえ、入札公告時までにお示しします。                                                                           |
| 144 | 設計・建設 | 申請業務             | 確認申請・構造計算適合性判定・ほか許認可申請の提出先に指定はありますか。                                                                                                                                   | 法令で定められている範囲であれば指定はありません。なお、業務要求水準書(案)等の作成段階における建築基準法に係る事前協議先は秋田市建築主事としております。                     |
| 145 | 設計・建設 | 建築設備の耐震性能        | 業務要求水準書(案)P23 3 2 (3) 3)には、建築設備の耐震性能は乙類と記載されています。一方で、P33 3 2 (5) 1) ①には「設備機器の耐震措置は国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の甲類によること。」とあります。甲類／乙類の分類を具体的に御教示ください。               | 設備機器の耐震措置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の乙類によるものとします。                                         |
| 146 | 設計・建設 | 室内試験             | 各柱状図より、物理試験・一軸圧縮試験・三軸圧縮試験・圧密試験のサンプルが複数採取されていることが読み取れますが、当該試験結果を公表いただけないでしょうか。                                                                                          | 業務要求水準書(案)に関する質問の回答のとおり、必要な事業者には提供しますので、実施方針の問合せ先にメールにて依頼してください。                                  |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル       | 確認事項の内容                                                                                                                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 147 | 設計・建設 | 構造体の耐震性能   | 業務要求水準書(案)には、「「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」第2 編を適用し」、また、「構造体の耐震安全性の分類はⅡ類」とあります。これに従い「大地震時の変形制限」を考慮して建物の剛性・耐力の検討を行うと、同時に求められる「耐力の割り増し」に過大な余裕が生じることが考えられます。耐震壁やブレースが多くなり、使い勝手が悪くなることも懸念されるため、「耐力の割り増し」のみを行うこととしていただけないでしょうか。 | 業務要求水準の変更は検討しておりません。建築構造設計基準及び官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた構造設計としてください。                                                                                                                   |
| 148 | 維持運営  | 体力測定室の運営費用 | 体力測定室の運営費用に関しては、PFI事業者側でコントロールできず、費用の増額等のリスクを負うことは不適切と考えますが、サービス購入料に含めないこととしていただけないでしょうか。体力測定室の運営費用がサービス購入料に含まれる場合、費用が増額となる際は、県側の負担という理解でよろしいでしょうか。                                                                   | 体力測定室の運営費は、現段階でサービス購入料に含めることとしておりますが、その費用負担やリスク分担のあり方については、入札公告時までにお示しします。                                                                                                         |
| 149 | 維持運営  | 指名停止要件     | 欠格に該当する指名停止措置については、対象の事象を本事業に限定していただけないでしょうか。                                                                                                                                                                         | 庁内関係部署と協議を進めておりますので、対応は入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                             |
| 150 | 維持運営  | 指名停止要件     | 指名停止措置については、労災事故によるものは除外していただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                | 庁内関係部署と協議を進めておりますので、対応は入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                             |
| 151 | 維持運営  | 違約金        | 労災事故に起因する指名停止については、違約金の対象外としていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                             | 庁内関係部署と協議を進めておりますので、対応は入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                             |
| 152 | 維持運営  | 違約金        | 独占禁止法違反や談合等に関して違約金が発生する場合、対象となる事象は本事業に限定していただけないでしょうか。                                                                                                                                                                | 庁内関係部署と協議を進めておりますので、対応は入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                             |
| 153 | 維持運営  | 欠格期間       | 入札参加資格要件の欠格期間については、実施方針で記載されている落札決定日まで継続するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                            | 実施方針に示す入札参加資格要件を欠くに至った者の取扱いについては、確認基準日から落札決定の日までの適用となります。<br>落札決定日以降の入札参加資格要件を欠くに至った者の取扱いについては、入札公告時までにお示しします。                                                                     |
| 154 | 維持運営  | 中長期修繕計画    | 中長期修繕計画の計画期間は60年間とのことですが、この期間において、事業者具体的にどのような提案を求めているのか、御教示ください。                                                                                                                                                     | 中長期修繕計画は、目標使用年数として想定している竣工後60年間に必要な修繕や備品の更新などを見込むために、竣工時まで策定・提出することを求めます。施設の適切な維持管理・運営を図るため、ライフサイクルコストなど計画の策定方針について明らかにしていただくことが望ましいと考えております。評価基準については、入札公告時にお示しする落札者決定基準を御確認ください。 |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務   | タイトル                        | 確認事項の内容                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                          |
|-----|------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 155 | 維持運営 | 除雪・排雪について                   | 除排雪作業はコストへの影響が大きいことから、除雪した雪の一時堆積場所を公園内に確保することは可能でしょうか。また、その他制約条件等について、現状の実施方法等も踏まえ、御教示ください。 | 計画地内で維持管理・運営への影響が少ない場所へ堆積してください。場内から排雪する場合は、市が開放する雪捨て場へ運搬する必要が生じます。なお、近年は暖冬少雪のため、除雪は年数回程度、堆積場所は駐車場の一部を利用しておりますが、排雪の実績はありません。                                                                |
| 156 | 維持運営 | 再委託について                     | 構成員を通じてメーカーから代理店に発注するケースが想定されます。この場合の再委託は認められますか。                                           | 認められます。業務要求水準の表現について検討し、入札公告時までにお示しします。また、再委託に当たって必要な手続きを定める場合には、併せてお示しします。                                                                                                                 |
| 157 | 維持運営 | 修繕について                      | 修繕業務の対象外となる大規模修繕の定義について、確認させてください。また、建設業法等の遵法性の担保について、考え方をお示してください。                         | 大規模修繕は、外壁・屋根・防水の改修・改善工事、あるいは設備の大規模な改修・更新工事を想定しています。修繕については、小破修繕や計画修繕、大規模修繕といった様々な定義があるため、入札公告時までそれぞれの基準を明確にするとともに、修繕負担についてもお示しします。なお、PFI事業者が修繕工事の実施を求められる場合には、請負工事として、建設業法等を遵守し実施する必要があります。 |
| 158 | 維持運営 | 大会・イベント等開催時における管理運営について     | Bリーグ、県主催イベントを含む各種大会・イベント開催時における清掃員や警備員の配置について、確認させてください。                                    | 増員などの特別な対応は想定しておりませんが、来場者が増えることにより、汚れ、施設内が混乱することが予想されますので、考慮の上、御提案ください。                                                                                                                     |
| 159 | 維持運営 | 大会・イベント等開催時における管理運営について     | 混雑緩和について、PFI事業者にどこまで求められているのか確認させてください。                                                     | 大会・イベント開催時の混雑対応については、基本的に主催者が行うこととなりますが、施設管理者として危険が予見される場合には、その回避のための誘導、整理は必要と考えています。                                                                                                       |
| 160 | 維持運営 | スポーツ医科学センター機能の運営について        | 体力測定室の運営は秋田県スポーツ協会が担うとありますが、PFI事業者は体力測定室の運営業務に関与する必要は無いのか確認させてください。                         | 秋田県スポーツ協会との連携内容等の詳細については、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                    |
| 161 | 維持運営 | 秋田ノーザンハピネッツホームアリーナの前提条件について | 経営破綻や方針変更等により、事業期間中に秋田ノーザンハピネッツが新県立体育館を使用しなくなった場合のリスク分担について、確認させてください。                      | 現時点で具体的な想定はありませんが、Bリーグプレミアの頓挫や秋田ノーザンハピネッツの解散等、予見できない事象が発生した場合については、官民の協議により、県は合理的な範囲で費用の負担を検討します。リスク分担の詳細については、入札公告時までにお示しします。                                                              |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務   | タイトル          | 確認事項の内容                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                            |
|-----|------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 162 | 維持運営 | 駐車場について       | 駐車場の入口・出口の考え方について、確認させてください。                                                                                                                                                   | 供用開始後の車両動線については、公園利用者等の安全確保の観点から、ロータリー及び西側道路からの出入りを想定しています。立地条件等の理由から、新たに車両出入り口を設けることは副次的に発生する問題が多岐にわたるため、業務要求水準の変更は考えておりません。 |
| 163 | 維持運営 | スポーツライミングについて | 「スポーツライミング(リード)」の利用期間については、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                 | 現在の利用状況を踏まえると、4月から11月までの利用が想定されますが、利用期間の指定はありません。安全面を考慮した上で御提案ください。                                                           |
| 164 | 維持運営 | Wi-Fi設備について   | Wi-Fi設備について、一般利用時(大会・イベント開催時以外)の使用はどのような想定でしょうか。                                                                                                                               | エントランス周辺やコンコースにおいて、来館者がWi-Fiを常時無償で利用できることを想定しています。                                                                            |
| 165 | 維持運営 | 統括責任者について     | 統括責任者の設置について、業務要求水準書(案)に「設計業務の開始前に県に届け出ること」、「統括責任者は、設計・建設期間で1名、開業準備期間及び維持管理・運営期間で1名を配置すること」とありますが、開業準備期間及び維持管理・運営期間の統括責任者についても、設計業務の開始前に届け出なければならないでしょうか。                      | 設計業務の開始前に県に届け出ていただきます。なお、統括責任者をやむを得ず変更する場合には、県との協議により、県の合意を得る必要があります。                                                         |
| 166 | 維持運営 | 駐車場の管制設備について  | 駐車場管制設備について、業務要求水準書(案)に「インターネット・スマートフォン等から駐車場の満空確認及び予約ができるよう計画すること」とありますが、駐車場管理業者のウェブサイトからの確認・予約ができるよう対応すればよろしいでしょうか。駐車場管理業者によっては、予約時に利用者情報の登録等が必要になる場合が想定されますが、その点は問題ないでしょうか。 | 駐車場に関する詳細については、入札公告時までにお示しします。                                                                                                |
| 167 | 維持運営 | 内覧会について       | 一般県民及びマスコミを対象とした内覧会と開館式典の招待者を対象とした内覧会を別日で開催しても問題ないでしょうか。                                                                                                                       | 別日の開催で差し支えありません。御提案を元に、県との協議により決定するものとします。広く県民に周知するため、効果的な方法を御提案ください。                                                         |
| 168 | 維持運営 | 実施体制について      | 運営業務担当者の設置について、業務要求水準書(案)に「運営業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする」、「法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする」とありますが、必要な資格要件等があれば、確認させてください。                                                 | 法令等に定められたものについては、配置が必要となりますが、それ以外については提案によるものとします。                                                                            |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル             | 確認事項の内容                                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 169 | 維持運営  | 予約システムについて       | 予約システムについて、業務要求水準書(案)に「PFI事業者が提案により施設予約システムを通じて直接支払いができるように整備することも可とする」とありますが、予約キャンセル時のルール(キャンセル料の徴収など)はPFI事業者が定めてもよろしいでしょうか。 | 利用受付業務の詳細については、入札公告時までにお示しします。なお、予約キャンセル時の対応については、事業者選定後の協議事項となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 170 | 維持運営  | 体力診断業務について       | 体力診断業務について、実施回数など頻度に関する水準はありますか。また、これまでの実績について開示していただくことは可能でしょうか。                                                             | 体力診断業務の実施内容については、秋田県スポーツ科学センターのHPで公開している、「アスリート診断」、「一般体力診断」の実施要領を御確認ください。<br><a href="https://common3.pref.akita.lg.jp/aiss/science/shindan.html">https://common3.pref.akita.lg.jp/aiss/science/shindan.html</a><br>また、体力診断事業の実績については、同HPで公開している「令和5年度 実践集録」を御確認ください。<br><a href="https://common3.pref.akita.lg.jp/aiss/jissen/jissen.html">https://common3.pref.akita.lg.jp/aiss/jissen/jissen.html</a> |
| 171 | 維持運営  | 減免について           | 減免の考え方について、確認させてください。                                                                                                         | 利用料金の考え方に付随する事項となりますので、利用料金の考え方と併せて、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 172 | 自主事業  | 自主事業の行政財産使用料について | 自主事業を実施する場合のPFI事業者の負担について、確認させてください。                                                                                          | 施設利用料の形を想定しており、自主事業で施設の一部を使用する場合は、PFI事業者は自ら施設利用者となり、当該施設の利用料金に係る費用が発生します。利用料金の基準となる公の施設の使用料については、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 173 | 自主事業  | 予約の優先順位について      | 秋田県スポーツ協会が実施する各種教室・事業とPFI事業者が実施する自主事業について、予約の優先順位があれば確認させてください。                                                               | 予約の優先順位については、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 174 | 自主事業  | 自主事業について         | 自主事業について、県が具体的に想定しているものや優先すべきものはありますか。                                                                                        | 業務要求水準書(案)でお示ししている自主事業はあくまでも参考として例示したものであり、これ以外についても提案可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 175 | 設計・建設 | 公園園路の車両走行可否について  | 搬出入車両等が園路を走行することの可否や考え方、事前に公園管理者と協議した事項等があれば、確認させてください。                                                                       | 園路は公園利用者の安全のために普段は閉鎖されていますが、イベント時の設営や撤去のため一時的に車が通行することは可能です。具体的な運用については、公園管理者である秋田市との協議が必要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル        | 確認事項の内容                                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 176 | 設計・建設 | メディア駐車場     | Bリーグホームアリーナ検査要項では「メディア専用出入りに隣接した場所に、適正規模で、メディア専用駐車スペース」が必要という旨の記載があります。基本計画では、建物東側がメディア出入口となっていますが、メディア駐車場の想定場所と、そこへ至る車両動線をお示ください。 | 基本計画では建物東側にメディア専用出入り口を配置し、その付近に駐車場を配置しております。また、車両動線はメイン園路を経由する想定としていますが、御提案は必ずしもこれらに沿う必要はありません。<br>なお、ホームアリーナ検査要項 P.332には、「メディアについては専用入場口を設定できることが望ましい」、「施設の構造上、複数の入場口の設定が困難な場合は、安全を確保する運営体制を敷き実行する」との記載があり、施設の構造上やむを得ない場合については、メディア専用出入口を設けなくてもよいものと認識しています。      |
| 177 | 設計・建設 | チーム専用車両用駐車場 | Bリーグホームアリーナ検査要項ではチーム専用車両用駐車場は「観客やメディアがアクセスできない場所に、加えて、専用出入口に隣接した位置」とあります。基本計画時の考えや、丘下を掘削して一部駐車機能を確保する等、考え方を示してください。                | 基本計画及び業務要求水準書(案)では、平置き駐車場を設けることを想定しております。なお、チーム専用車両には大型バスが含まれるため、これを考慮した配置計画としてください。なお、「チーム専用車両用駐車場」は、必ずしも専用の駐車場を常設で設ける必要はなく、Bリーグの試合開催時において、専用出入りに隣接した位置に大型バス等のチーム専用車両が駐車可能なスペースを適切な規模で設定できればよいと確認しています。「観客やメディアがアクセスできない場所」の要件については、警備員の配置など運営面での対応があれば差し支えありません。 |
| 178 | 設計・建設 | 第1駐車場       | 業務要求水準書(案)の「大型バス駐車スペース(チーム専用以外)」の記載について、意図を確認させてください。                                                                              | 興行や大規模な競技大会の際には、観客・選手等の輸送に大型バスの使用が想定されることから、第一駐車場の一部を大型バスの駐車スペースとしても活用できるよう計画してください。                                                                                                                                                                               |
| 179 | 設計・建設 | 車両動線について    | 現県立体育館の解体中は車両動線の一部が利用できず、Bリーグ興行時に駐車場や動線に制限が生じることが懸念されますが、第2駐車場等を活用した暫定的な対応で問題ないでしょうか。                                              | ホームアリーナ検査要項等に係る事項のため、現段階で確定的な回答をすることはできません。実際の運用については、秋田ノーザンハピネッツを交えて協議し、対応を検討することとなります。                                                                                                                                                                           |
| 180 | 設計・建設 | 車両動線について    | 11t車の搬出入にかかる動線計画について、設営効率の関係から一方の搬入口から入って、もう一方から出ていくことを想定しておりますが、御意見等があれば確認させてください。                                                | アリーナの競技面まで11t車が乗り入れることは業務要求水準として定めてはおりませんが、コンサート等のイベントに対応する可変性を広げる御提案は妨げません。なお、材料の選定に当たっては、通常求められる品質や性能等について御検討をお願いします。                                                                                                                                            |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル          | 確認事項の内容                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 181 | 設計・建設 | 丘下機能の建築面積について | 丘下部分に建物機能を入れた場合に、その部分については、10,225㎡の建築面積の対象外とみなしてよろしいでしょうか。                                     | 建築基準法の算定方法に基づく面積算定とし、面積要件に適用限りは差し支えありません。延床面積の要件に御留意の上、御提案ください。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 182 | 設計・建設 | 既存機能の算定方法について | 既存機能、新機能の区分の考え方について、以下の点を確認させてください。<br>①庇<br>②バラエティシート、VIPエリア<br>③コンコース、売店、非常用発電機、ドーピングコントロール室 | ①新機能とは認められません。<br>②付加価値の高い観客席エリアとして新機能扱いとなりますが、新機能エリアの諸条件を充足しない場合は新機能とは認められません。<br>③いずれも新機能とは認められません。                                                                                                                                                                                                |
| 183 | 設計・建設 | 容積対象外面積について   | 屋外化、地中化により、容積率算定対象外面積部分となる箇所については、延床面積14,143㎡には含まれないと考えてよろしいでしょうか。                             | お示ししている延床面積(14,143㎡)は、建築基準法上の算定方法による面積となります。容積率算定対象外面積部分も含めて算出してください。                                                                                                                                                                                                                                |
| 184 | 設計・建設 | 建物配置について      | 基本計画時の建物配置や他配置案の可能性について、県の考えを確認させてください。                                                        | 基本計画の平面イメージについては、あくまでも計画策定時の想定であり、これにより配置等を指定・制限するものではありません。様々な配置計画の御提案をいただきたいと考えていますので、施工性、コスト等を加味して御提案ください。                                                                                                                                                                                        |
| 185 | 設計・建設 | 建物配置について      | 体育館を2階レベルに計画することについて、懸念等があれば確認させてください。                                                         | 特段の懸念はありません。利用者の動線等を考慮し御提案ください。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 186 | 設計・建設 | 換気設備          | 換気量について、興行場法、ビル管法、推奨値の3つの基準が示されています。数値条件については、条例上も細かく設定されていないことから、柔軟性を持たせていただけないでしょうか。         | 御意見として承ります。業務要求水準に修正が生じる場合は、入札公告時までにお示しします。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 187 | 設計・建設 | 飲食テナントスペース    | 飲食テナントスペースの配置の自由度について、確認させてください。                                                               | 飲食テナントスペースは、施設利用者や観客はもとより、県民が気軽に立ち寄り喫食することができ、賑わい創出に資する施設となることを期待しており、基本計画で示しているように、南側県道(山王大通り)からの視認性が高い位置に配置することが望ましいと考えています。<br>なお、飲食テナントスペース内の厨房はセントラルキッチンの機能を有し、スイート・ラウンジ等に食事を提供できるよう整備することを求めています。食事を保温しながら運搬可能な「ホットフードカート(ホットワゴン)」を使用することも想定されることから、人荷用エレベーターが利用しやすい位置にあるなど、運営面の動線を考慮し御提案ください。 |

## 対話における確認事項及び回答

| No  | 業務    | タイトル     | 確認事項の内容                                                           | 回答                                                                            |
|-----|-------|----------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 188 | 設計・建設 | 平面構成について | コンコースに点在するトイレについて、基本計画の平面構成上、西側に集中して配置されていますが、配置の意図があれば確認させてください。 | コンコースのトイレについては、あくまでも基本計画の検討時のものであり、集中配置に特別の意図はありませんので、利用者が使いやすいような配置を御提案ください。 |